

【別表 2】

販路開拓支援業務プロポーザル評価基準

1 評価項目及び評価内容について

以下の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

評価項目	評価内容		配点
全体評価	事業への理解	事業の目的及び内容等の理解度が高く、目的にあった実施方針が示されているか。	10
提案項目	事前説明会	出展事業者の商談成約率の向上を図ることができる事前説明会の提案がされているか。	15
	出展時のフォロー	宇和島市の特産品特性を踏まえた上で、出展事業者の販路開拓を提供できるバイヤー等を招聘できるような提案ができていないか。	15
	フォローアップセミナーの開催	展示商談会出展後の出展事業者のフォローアップが実施できるような提案がされているか。	15
		出展事業者以外のセミナー参加者の営業・商談力の向上等につながるプログラムの提案がされているか。	15
提案項目 (自由提案)	提案限度額の範囲内での追加提案	本業務をさらに効果的なものとする提案がされているか。	10
業務実施面	業務実施体制、スケジュール	事前説明会、展示商談会出展時のフォロー、フォローアップセミナー等の準備、設営、運営、撤去等について提案内容を実施できる人員が確保されているか。	5
		各行程ごとに妥当な時間配分がなされ、業務完了までの過程が明確にされている。	5
業務実績	同種・類似業務実績	過去5年間の展示商談会等への出展事業者の支援実績	5
経費項目や金額の妥当性	提案内容に対する積算金額は妥当か。また、経費内訳は明確かつ適切に記載されているか。		5

2 評価の方法について

- ① 各審査委員は上記の評価項目及び評価内容に基づき、提案者ごとに点数評価を行う。
- ② 各審査委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない提案者は選外とする。
- ③ 各審査委員の評価点を合算した値が最も高い提案者を受託候補者として特定する。ただし、評価点と同点の場合は見積書の金額が低い者を受託候補者とする。
- ④ 提案者が1者のみの場合で、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を受託候補者として特定する。